

学校施設開放の利用ガイド

福津市教育委員会

○学校施設開放の趣旨

福津市民のスポーツ振興の一環として、学校の授業や行事などに支障とならない範囲で学校施設(運動場・体育館)を市民の皆様にご利用していただく事業です。

利用規則を守らず学校に迷惑をかける団体は施設の利用ができません。

○施設利用の手順について

1. 団体登録の申請をする

施設の利用には団体登録が必要になります。登録が可能な団体とは、利用者の半数以上が市内に住所を有する者または市内に通学もしくは通勤する者で、成人の代表者を含む5人以上で構成する団体です。

2 予約状況の確認

予約状況はインターネット(福津市公共予約システム)またはシルバー人材センターにて確認できます。

3. 使用の申請をする

インターネットまたは福津市シルバー人材センターにて、利用月の前月1日から3営業日前の間で、使用申請の受付を行います。1日が土・日曜日、祝日の場合は、翌営業日となります。

インターネットは 24 時間、シルバー人材センターは平日8時 30 分～午後 5 時の間で申請ができます。

ただし、午後 5 時以降の申請は、翌営業日の受付扱いとなります。

団体別申請開始日一覧

団体	予約開始日時	受付
郷づくり・自治会	利用月の 3 か月前 1 日 8:30～	シルバー人材センター
保育園・幼稚園		市こども課 (保育園・認定こども園) 市学校教育課 (幼稚園)
定期利用団体	利用月の 2 か月前 10 日 8:30～20 日 23:59	・シルバー人材センター ・インターネット
全団体	利用月の 1 か月前 1 日 8:30～17:00 (1 日が休日の場合は翌平日)	シルバー人材センター窓口 ※この日は窓口以外の申請ができません
	利用月の 1 か月前 2 日 8:30～ (1 日が休日の場合は翌平日の次の日)	・シルバー人材センター ・インターネット

4. 利用の中止

(1)インターネット予約システムにおける入力ミス及び申請書の記載ミスによるキャンセル

提出期限:申請日の翌平日 10 時まで

提出方法:シルバー人材センター窓口、FAX、メールのいずれか

※提出期限内は料金が発生しませんが、提出期限を過ぎると料金が発生します。

(2)団体都合によるキャンセル

提出期限:利用日が平日の場合、当日 16 時まで

利用日が休日の場合、その前平日の 16 時まで

提出方法:シルバー人材センター窓口、FAX、メールのいずれか

※料金が発生します。

料金を支払っていたとしても、施設開錠後の無人状態を避けたり、他団体が予約できるよう早めの連絡をお願いします。

やむを得ず上記の期限を過ぎてキャンセルする場合、連絡は不要です。

(3)雨や台風などの天災、工事等によるキャンセル

①雨で運動場が利用できなかった場合:利用の翌月に 1 か月分をまとめてシルバー人材センターに報告

②市から利用中止の連絡があった場合:シルバー人材センターに報告の必要なし

③団体で中止を判断した場合:シルバー人材センターに報告

①③提出方法:シルバー人材センター窓口、FAX、メールのいずれか

※料金は発生しません。原則、相殺を行います。

5. 受付順位

(1)学校の利用を最優先とします。仮に先に団体が予約していた場合でも学校が使用しなければならない場合は趣旨に基づいて学校を優先とさせていただきます。

(2)多くの団体が利用できるように他団体と協議・調整をお願いします。また、利用する時間のみ申請してください。

○開放できない場合について

学校の教育活動や主催の行事が開催される場合および年末年始は開放できません。

○料金および開放時間帯について

1. 利用時間は1時間単位です。1時間未満の場合は1時間単位の料金とします。

2. 体育館の使用料については半面の料金を基準とします。

施設	使用料(1時間)		開放時間帯	
	施設使用料	照明料	平日	土、日、祝日、 長期休業日
運動場	220円		17時から21時30分	9時から21時30分
体育館	220円	440円	17時から21時30分	9時から21時30分

○使用料金の納付について

- (1) 使用の申請書を受付後、許可書と一緒に納付書が発送されます。
- (2) 納付書の裏面に記載された金融機関で使用料金を納付してください。
- (3) 利用月の翌月末の納付期限までに使用料の納付がなかった場合は、利用を制限します。

○減免および使用料の返還について

1. 全額免除の場合

- (1) 市または教育委員会が主催もしくは共催する行事に利用するとき。
- (2) 市内に居住する心身障害者(療育手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者)が団体として利用するとき。
- (3) 市内の小・中・高校生を主体とする団体が利用するとき。
- (4) 自治会の行事として利用するとき※自治会の行事とは、大会当日のみを指し、市300歳ソフトボール大会、区対抗バレーボール大会等の練習は含まれません。

2. 半額免除の場合

- (1) 市または教育委員会が後援する行事に利用するとき。
- (2) 利用者の2分の1以上が市内住居者であるとき。

3. 使用料が返還の場合

- (1) 天災そのほかの不可抗力により利用できなかったとき。
- (2) そのほか、やむを得ない事情があると教育委員会が認めたとき。

利用規則

利用団体の代表者は本「利用規則」を団体員と共有し、厳格に守らなければなりません。次の事項を遵守の上、安全な使用をお願いします。

- 常に善良なる使用者としての注意と義務をもって使用すること
- 使用目的以外に使用しないこと(ステージ上など使用しない場所には立入らない)
- 風紀を乱す行為をしないこと
- 車で来られる方は、決められた駐車場所に駐車し、道路には駐車しないこと
- 許可された使用時間を厳守すること(使用時間には準備と片付けの時間も含まれます)
※使用時間を超過した場合、認められる理由がなければ利用を制限することがある
- 施設利用後は原状回復を必ず行うこと(体育館はモップ、グラウンドはトンボ等を使い、整備を行うこと)
- 学校敷地内での喫煙・飲酒および酒気を帯びての使用はしないこと
- 備品の貸出しは、ポールや卓球台など持ち込みが困難なもののみとし、ボールやラケットなどは各団体で持参すること。
- 備品使用後は、元の位置に戻しておくこと(サッカーゴールは固定位置から移動させない)。
- 用具の混合を防ぐため、学校の備品以外の用具を置きっぱなしにしないこと(団体の用具は各自で持ち帰り、保管してください)
- 使用後の清掃は各使用者で責任を持って行い、使用に際して生じたゴミなどは、施設内に残すことなく持ち帰り処分すること(体育館のフロアにテープを貼る際は、帰りに必ず剥がして持ち帰ること)
- 開放時間の21時30分以降は近隣へ迷惑をかけないようにすみやかに解散すること
(利用終了時刻の15分後に駐車場の門等を施錠します)
- 火気の使用および危険な行為はしないこと
- キャンセルがあるときは、事前にシルバー人材センターへ申請書にキャンセルの旨を記載し、提出すること
- 施設や備品を破損させた場合には、すみやかに届けること

以上を守り、正しい施設の利用をお願いいたします。

万が一、違反する行為があった場合は、施設の利用停止等の厳正なる処分を受けることをご理解ください。

【貸出可能な備品一覧】

※一部、学校によっては置いていないものがあります。あくまで学校教育で使用するための備品を借用するということをご理解いただき、丁寧にご使用ください。

体育館	運動場
バレーボール用ポール	サッカーゴール
バレーボール用ネット	ハンドボール用ゴール
審判台	
バスケットリング	
バドミントン用ポール	
バドミントン用ネット	
採点ボード	
卓球台	
卓球用ネット	
フットサル用ゴール	
ハンドボール用ゴール	

上記に記載されている備品以外は使用しないでください。

使用してはいけない備品例

・体操マット ・デジタイマー ・各種競技用ボール ・石灰

※以前までは、ボールなどの貸し出しを行っていた学校もありましたが、備品と利用者の用具の混合が多く起こっていたため、全学校統一して、ボール等の貸し出しを不可とします。

また同様に、混合を防ぐため各団体の用具は必ず持ち帰っていただき、置いたままにしないようご協力よろしくお願いします。

これは、“学校の授業や行事に支障とならない”という学校開放の趣旨に則るものです。

○学校開放に関する問い合わせ窓口

窓口対応時間は平日の8時30分～17時まで

団体名	連絡先	問合せ内容
(社)福津市 シルバー人材センター	福津市手光南二丁目1番1号 (ふくとぴあ いきいき交流館内) 電 話 0940-43-6541 FAX 0940-43-1214 メール fukutsu-sc@sjc.ne.jp	・申請受付 ・変更受付 ・利用中止受付 ・受付状況に関する事項
福津市教育委員会 郷育推進課 スポーツ文化振興係	福津市中央1丁目1番1号 電 話 0940-62-5079 FAX 0940-43-9004 メール goiku@city.fukutsu.lg.jp	・施設・設備に関する事項 (開錠・施錠は除く) ・運用に関する事項